

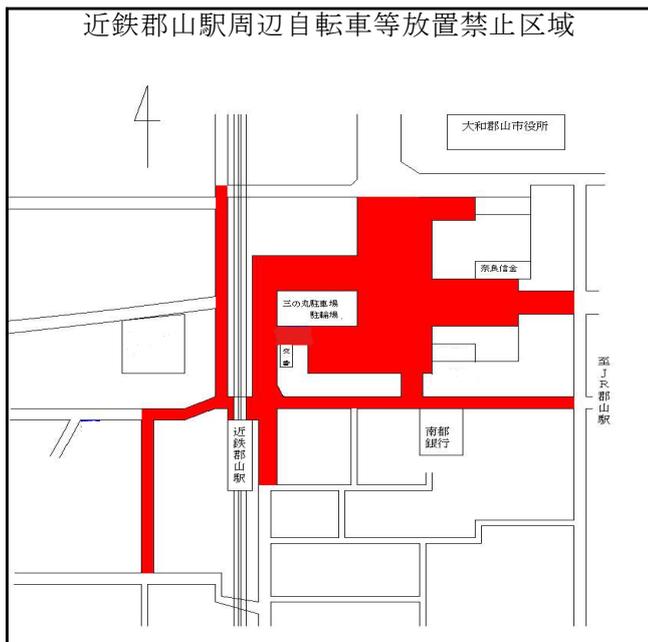
追放!!迷惑駐輪

下図の自転車等放置禁止区域内に放置されている自転車等は、「大和郡山市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、市が直ちに移動・保管し、移動費2,000円、保管費1,000円の費用を徴収します。(移動日から14日以内は移動費2,000円のみ徴収)

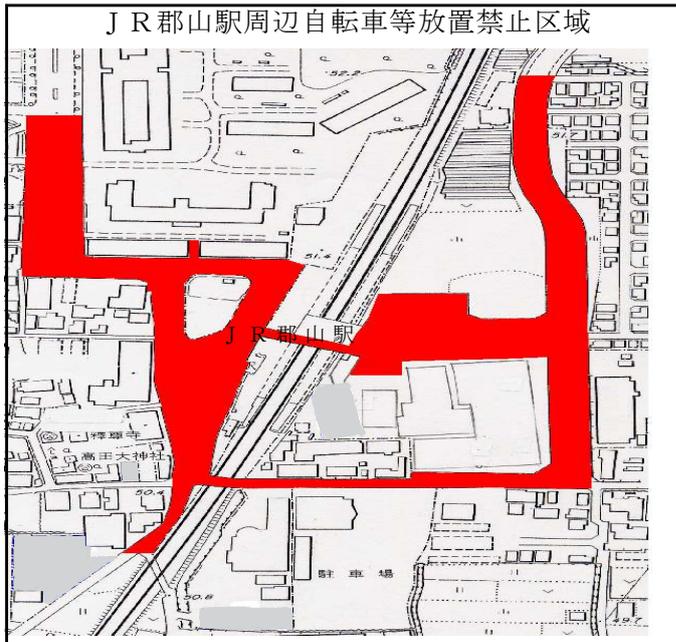
放置禁止区域外でも、道路(歩道含む)、公園、駅前広場などの公共の場所に一定期間放置してある場合や緊急かつやむを得ない場合は同様の措置をとります。

また、移動の際、係留チェーンの切断等必要な措置をとることがありますが、補償はしません。

近鉄郡山駅周辺自転車等放置禁止区域



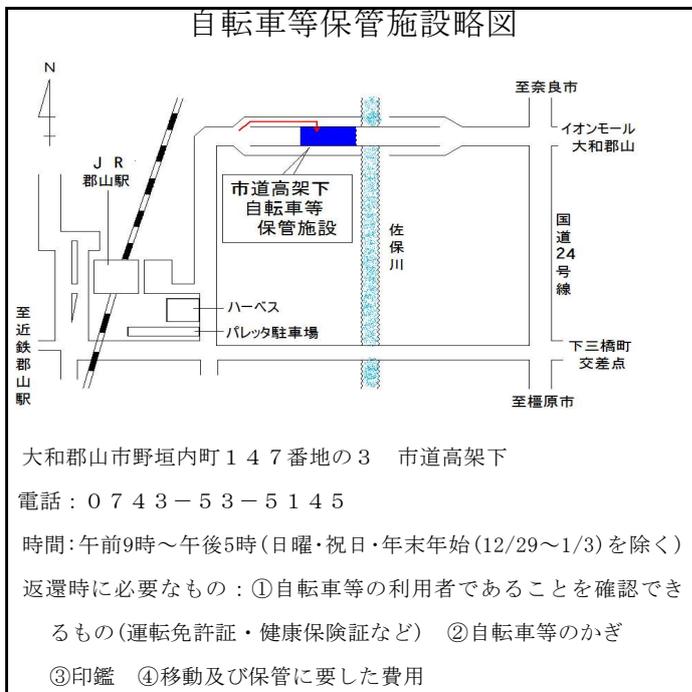
J R 郡山駅周辺自転車等放置禁止区域



J R 大和小泉駅周辺自転車等放置禁止区域



自転車等保管施設略図



大和郡山市野垣内町147番地の3 市道高架下

電話：0743-53-5145

時間：午前9時～午後5時(日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

返還時に必要なもの：①自転車等の利用者であることを確認できるもの(運転免許証・健康保険証など) ②自転車等のかぎ

③印鑑 ④移動及び保管に要した費用

自転車等は駐輪場に預けましょう!

みんなが安心して歩ける町をつくりましょう。

大 和 郡 山 市